

## 「ふれあい収集」取扱要領

### （目的）

第1条 家庭ごみをごみステーションに搬出することが困難な世帯について、個別収集することで、住みやすい町づくりを目指すことを目的とする。

### （個別収集の対象世帯）

第2条 ふれあい収集の対象世帯は、次の各号に定めるもののうち、ふれあい収集が必要であると江府町が認めた世帯（以後、「認定者」という。）とする。

（1）寝たきり単身世帯。

（2）障がいなどにより、ごみをステーションまで家庭ごみを搬出することが困難な世帯であることを町長が認めた世帯。

### （定義）

第3条 前条第2号の町長が認めた世帯とは、その世帯の属する集落の区長、民生児童委員、社会福祉協議会職員、地域包括センター職員や福祉事務所職員などの意見を聞き判断することとする。

### （収集の申込み）

第4条 ふれあい収集の申込みは、該当する世帯の本人もしくは親族等がごみのふれあい収集申込書（様式1）により江府町に申込むものとする。

### （ごみの搬出）

第5条 認定者は、自宅玄関前に収集日の収集時間までに出すものとし、収集車は原則として該当者宅内へ立ち入らない。

### （その他）

第6条 認定者は、ふれあい収集の必要がなくなったときは、速やかにその旨を申出る事とする。

### 附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。